

一般社団法人 埼玉県LPガス協会

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成26年10月21日

第1章 総則

第1節 業務計画の目的

この業務計画（以下、「計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項に基づき、一般社団法人埼玉県LPガス協会（以下、「県協会」という。）の業務に関し、新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法、実施体制等、新型インフルエンザ対策等の実施に関し必要な事項を定めたものである。

第2節 業務計画の基本方針

計画の策定に当たっては、次の2点を基本的な考え方とする。

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に抑える。
- イ 県民の生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

第3節 体制の整備

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、状況の変化に即応した体制を定めておく。

<発生段階の分類>

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の数が減少し、低い水準でとどまっている状態

第4節 関係機関との連携

特措法においては、第9条第2項第3号により、関係機関との連携を計画において定めることとされていることから、平素から、県、関係機関等と連携を図る。

第5節 情報収集・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、各発生段階に応じて積極的に情報収集し、事業所内の従業員において発生前から共有を図る。

第6節 予防・まん延防止

日頃より、予防・まん延防止の目的は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことにより体制の整備を図るための時間を確保することであり、さらに流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることであることを認識し、対策の準備を行う。

第7節 対策に関する備え

発生初期から必要となるマスクや消毒用アルコールの備蓄を進める。

特措法第28条に基づく特定接種の対象となり得る機関にあっては、事前に接種の優先順位を機関内で決定しておく。

第2章 各段階における対策

第1節 未発生期

(1) 目的

新型インフルエンザはいつ発生するかわからないことから、平素から発生に備えて体制の整備を行うとともに、訓練の実施、人材の育成又は備品の備蓄等、事前の準備を推進する。

(2) 体制

各発生段階における体制を整備し、必要に応じて見直していく。

(3) 情報収集・共有

国が提供を行う新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合に対策について情報を収集し、必要に応じて会員に周知する。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

イ 自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えるとともに、マスクの着用等の咳エチケットを行うことについて理解促進を図る。

(5) 業務継続等の準備

- ア 県協会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事務局における感染予防、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する。
- イ 県協会は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
- ウ 県協会は会員に、新型インフルエンザ等に対する事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定し、必要に応じて見直すよう周知する。

第2節 海外発生期

（1）目的

国内での発生に備えて情報収集体制を強化し、県内発生に備えて体制の整備を行う。

（2）体制

- ア 内閣総理大臣が、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合、県協会は埼玉県LPガス新型インフルエンザ等対策本部（以下「県協会対策本部」という。）を設置する。
- イ 県協会対策本部では会長を本部長とし、本部長に事故ある時にはあらかじめ定められた順位より副会長が本部長代行となる。

（3）情報収集・共有

- ア 政府対策本部のほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）から感染情報等の対策に必要な情報の収集に努め、必要に応じ会員に周知する。
- イ 県協会対策本部は、事務局内における海外渡航者、海外渡航計画者の把握に努める。

（4）予防・まん延防止

- ア 海外渡航者の健康状態に注意するとともに、海外からの来所者との接触については十分に注意する。
- イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えるとともに、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について特に徹底を図る。

- (5) 事業継続等の準備
計画に基づき、事業継続に向けた準備を行う。

第3節 国内発生期

- (1) 目的
県内発生に備え、海外発生期の対策を継続する。
- (2) 体制
海外発生期の体制を継続する。
- (3) 情報収集・共有
海外発生期の対策を継続する。
- (4) 予防・まん延防止
海外発生期の対策を継続する。
- (5) 事業継続対策等の準備
県内発生危険性を特に意識し、計画に基づいて事業継続に向けた対策の準備を行う。

第4節 県内発生早期

- (1) 目的
県内での感染拡大をできる限り抑えるとともに、県内感染拡大期への移行に備えた準備を行う。
- (2) 体制
 - ア 国が国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、特措法に基づき、県対策本部長から要請、指示が発せられることも考慮し、円滑に県内感染拡大期の体制に移行できるよう準備を進める。
 - イ 県知事が新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるとする時、職員の派遣を要請されるので、これに協力する。
(法第43条)
- (3) 情報収集・共有
迅速、確実な対策の実行のために、政府対策本部や県対策本部が発表する情報を収集し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。
- (4) 予防・まん延防止
 - ア 感染予防策の徹底を図る。
 - イ 県協会は、会員又はその家族等の新型インフルエンザ等感染状

況等について把握するよう努める。

ウ 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を指示する。

(5) 事業継続対策の実施

県協会は会員と連携し、LPガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてLPガスを安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講じる。(法第52条)

(6) 県対策本部長の総合調整及び指示

県対策本部長は、対策を的確かつ迅速に実施するため総合調整を行うので、これに協力する(法第24条)。

(7) 応援の要求

新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があるときは、指定地方公共機関の長又は地方公共団体の長に対して、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める(法第27条)。

第5節 県内感染拡大期

(1) 目的

感染拡大を止めることは困難であることから、対策の主眼を感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。また、LPガスの供給について会員と連携し、社会・経済機能の維持を図るための対策を実施する。

(2) 体制

県協会対策本部体制を継続する。

(3) 情報収集・共有

府県対策本部、県対策本部、その他関係機関等から公表、提供される関連情報を収集し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。

(4) 予防・まん延防止

ア 職員等に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等の確実な実施を徹底する。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防対策の徹底を要請された場合、この要請に協力する。その他、特措法に基づき要請される対策について、協力する。

(5) 事業継続対策の実施

職員等の罹患状況等を確認し、事業継続に不可欠な重点業務への重点化を図る等必要な対策を実施するとともに、会員と連携しLPガスの供給途絶の事態が生じないように、事業の継続に努める。

第6節 小康期

(1) 目的

社会・経済機能を図るため、流行の第二波に備える。

(2) 体制

国から緊急事態宣言の解除等が発表された場合には、県協会対策本部の体制について必要な見直しを行う。

(3) 情報収集・共有

国内、県内の感染状況に注意し、職員等の感染状況を把握し、県協会対策本部で共有するとともに、必要に応じ会員に周知する。

(4) 予防・まん延防止

流行の第二波に備え、市町村が行う予防接種には積極的に対応する。

(5) 縮小・中止業務の再開

これまで縮小・中止していた業務を感染状況等に合わせて再開していく。

「埼玉県新型インフルエンザ等行動計画」における発生段階ごとの対策の概要

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（県内は未発生）	県内で発生（患者の接触歴を把握）	県内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制		県対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応）				県対策本部の廃止
		国が緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）				
サーベイランス・情報収集	インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）					
		サーベイランスの強化（全数把握開始）			全数把握中止	
		学校等の集団発生状況の把握				
情報共有		電話相談窓口の設置				
		知事コメント等により注意喚起・情報提供				
まん延防止・予防		特定接種（医療従事者等への先行的接種）		住民接種（全国民を対象に市町村が実施）		
		不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限				
医療		抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給の確保			備蓄した抗ウイルス薬の供給	
		専用外来における医療提供、入院措置				
		医療等の実施の要請・指示				
	指定地方公共機関の指定、業務計画策定				臨時の医療施設の設置	
県民生活及び県民経済の安定の確保		指定地方公共機関等の業務継続				
		緊急物資の運送等の要請・指示				
			特定物資の売渡しの要請・収用			

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

□ は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

新型インフルエンザ等流行時における事業継続計画（BCP）

事業所名 _____

1. 総則

本計画は、新型インフルエンザ等流行時（埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画における国内発生期、県内発生早期、県内感染拡大期）における当社の事業継続計画について、実施可能なものを取りまとめたものである。

2. 感染防止策

(1) 常勤役員従業員（以下、「社員」という。）の対応

①対人距離の保持とマスクの着用

感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出をなるべく避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。外出時にはマスクを着用する。

②咳エチケットの慣行

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。咳が出る者はマスクを着用する。

③自宅及び事務所入室時の「手洗い」「うがい」の慣行

「手洗い」は、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は、水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④事務所の清掃・消毒

事務所の特に多くの人々が接触する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2) 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄し、全社員には自宅に約2週間分の水、食料の備蓄を指示する。また、必要に応じて補給する。

①使い捨てマスク（サージカルマスク、N95等）、ゴム手袋、うがい薬、消毒用アルコール、常備薬（胃薬、痛み止め、持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、

ガーゼコットン、解熱鎮痛剤など。薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長するものがあるので、医師・薬剤師に確認のこと)、水枕・氷枕、消毒用漂白剤(次亜塩素系)、体温計 など

②飲食料

米、乾燥麺(そば、そうめん、うどん、パスタ等)、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、カンパン、各種調味料、レトルト、フリーズドライ食品、冷凍食品(温度管理・停電に注意)、缶詰、菓子類、インスタントラーメン、ミネラルウォーター、ペットボトル・缶入り飲料 など

③災害時備蓄品

寝具、毛布、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ、カセットコンロ、ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチンラップ、アルミホイル、洗剤(衣料・食器用)石鹼、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ、生理用品(女性)、ビニール袋(汚染されたゴミの密封に利用) など

(3) パンデミックワクチン接種の推奨

当社は、国がパンデミックワクチンを国民全員分製造する計画であることから、希望する社員の当該ワクチン接種を履行できるよう配慮し、新型インフルエンザ等の発症予防処置をとる。

3. 事業継続計画実行指揮発令権者、解除権者

- (1) 第一発令者：社長
- (2) 第二発令者：第一発令者に事故があった場合は専務
- (3) 第三発令者：第二発令者に事故があった場合は、以下、職責順

4. 事業継続計画

(1) 情報の収集、提供

- ①当社は、国の組織または地方自治体の保健局などから随時提供される情報を収集する。
- ②当社は、関連機関または埼玉県LPガス協会から随時提供される情報を収集する。
- ③社員またはその同居中の家族等が新型インフルエンザ等に感染発症した

場合は、埼玉県LPガス協会に報告する。(別添2 報告書式使用)

(2) 感染リスクの低減処置

- ①ラッシュ時の公共交通機関を利用する社員は、時差出勤を可とする。
また、感染する可能性の高い電車・バス等の公共交通機関の利用を極力回避することとする。
- ②当社の配送業務、保安業務、集金業務、拡販業務、工事業務、管理業務(伝票整理、経理・総務など)の部門において、業務の優先順位を考慮し、それぞれの補助要員を確保する。
- ③情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(3) 事務所内での感染防止措置

- ①新型インフルエンザ等に感染発症した社員は、回復するまで自宅待機とする。
- ②発熱(通常であれば38度C以上が目安)している社員は、発熱相談センターに連絡し指示に従うとともに、所属長に当該指示等を報告し、症状が回復するまで自宅待機とする。
- ③社員は、事務所に入室する際、必ず、「手洗い」及び「うがい」を行う。
- ④社員は、出勤時及び勤務地において常時マスクを着用する。
- ⑤社員の同居中の家族等が新型インフルエンザ等に感染発症した場合は、必ず所属長に報告する。なお、この場合は、別途指示があるまで自宅待機とする。
- ⑥情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(4) 事務所内で社員が発症した場合の対処

- ①発症の疑いのある社員を会議室に移動させ、他社員との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した他の社員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ②発熱センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針(搬送先や搬送方法)について指示を受ける。

③管轄の保健所等の指導・助言のもと、事務所等の消毒、衛生管理を実施する。

④埼玉県LPガス協会に報告する。(別添2 報告書式使用)

(5) LPガス・サービス供給

内部で感染者が発生しても消費者へLPガスの供給が途絶しないよう配送業務を必要に応じて次のように代替える。

また、県内業界団体内、特に県下のLPガス貯蔵庫・充てん所を持つ他社との提携を強化し、新型インフルエンザ等に対応する医療機関（発熱センター、感染症指定診療機関等）へのLPガス供給が途絶しないように努める。

①当社業務の他部門から代替要員を確保し、消費者への供給確保を極力行うように努める。

②卸会社、配送センターに配送を委託する。

この場合に備えて、消費者宅の所在地・住所などを明確にしておく。

③卸会社、配送センターを変更し、配送を委託する。

この場合に備えて、地域業界内の連携を強化しておく

(6) 共助、相互扶助

①埼玉県LPガス協会を中心にして、同業者間で配送要員、保安要員を援助協力する。

②国や地元自治体から様々な要請がなされた場合、可能な範囲で協力する。

5. 最終処置の発令

3.(1)第一発令者である社長は、当社の組織機能が不能状態に陥った場合、全社員に対し自宅待機を命ずるものとする。

6. 制定及び改廃

本計画の制定及び改廃は、社長の承認を必要とする。

付則

この計画は平成____年____月____日より施行する。

緊急連絡先

1. 社内緊急連絡先一覧

_____	社長	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	専務	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	管理部長	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	自宅	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	自宅	_____	—	_____	—	_____
		携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	携帯電話	_____	—	_____	—	_____
_____	社員	携帯電話	_____	—	_____	—	_____

2. 最寄りの発熱相談センター

平日9時00分～17時00分 _____ - _____ - _____

平日夜間・休日・祝日の連絡先 _____ - _____ - _____

3. 最寄りの病院等

_____ 病院 代表 _____ - _____ - _____

_____ 医院 _____ - _____ - _____

_____ クリニック _____ - _____ - _____

4. 埼玉県LPガス協会

電話 048-823-2020

ファクシミリ 048-823-2021

5. 配送センター

電話 _____ - _____ - _____

ファクシミリ _____ - _____ - _____

6. 保安センター

電話 _____ - _____ - _____

ファクシミリ _____ - _____ - _____

7. 警察

_____ - _____ - _____

8. 消防署

_____ - _____ - _____

9. _____

_____ - _____ - _____

10. _____

_____ - _____ - _____

11. _____

_____ - _____ - _____

12. 内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

(新型インフルエンザ等対策)

13. 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

平成 年 月 日 時 分

埼玉県LPガス協会 御中

FAX : 048-823-2021

会員コード _____

事業所名 _____

電話番号 () _____

担当者 _____

新型インフルエンザ等感染発症報告

No.	報告日	欠勤者数	事業継続への影響
新規 感染 状況	*月**日	○人	*月**日
	<記載例>	内訳：本人感染 ○人 家族感染 ○人 その他 ○人	感染者と接触があったと思われる従業員に対し、 7日間の自宅待機を命じた。 事業継続への影響なし。
欠勤者		月 日現在 欠勤者 名 全従業員 (名)	

<報告のタイミング>

- ◎ 従業員に欠勤者がいない事業者の場合
 - 従業員に欠勤者が発生したら、本様式に基づいて報告
- ◎ 従業員に欠勤者がいる事業者の場合
 - 毎週金曜日17時の情報を、翌火曜日18時までに報告